

請求の変更の申立

平成29年7月18日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士

小川

隆太郎



同

小田川

綾

音



同

高井

信



同

中島

広勝



同

永里

桂太郎



同

細川

潔



同

本田

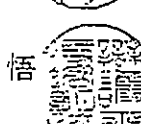
麻奈弥



同

渡邊

彰悟



本訴原告・反訴被告訴訟復代理人弁護士

石原

敬之



原告は、被告に対する請求額を金1100万円から金1210万円に拡張し、次のとおり請求の趣旨を変更する。

請求の趣旨の変更

- 1 被告は、原告に対し、金1210万円及び内金550万円に対する平成26年11月9日より支払い済みまで、内金330万円については平成27年6月10日より支払い済みまで、内金220万円については平成28年5月25日より支払い済みまで、内金110万円については本書送達の翌日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決及び仮執行の宣言を求める。

請求の原因の変更

- 1 基本的な請求原因は従前どおりである。
- 2 追加的な請求の原因

(1) はじめに

原告は、訴外板橋区との間の係争を抱えていたが、いずれも和解によって終了した。

その過程の中で、被告は和解に反対する立場から様々な発言をした。その中にはこれまでの名誉棄損表現に重なるものもあり、それ自体も許容しがたいものであるが、今般はこれまでなかった原告の社会的信用をさらに貶める表現がそのなかでなされたので、ここに取り上げて請求の拡張をするものである。

(2) 平成28年12月18日の発言

被告は、平成28年12月12日にホテル館の不正追及に蓋をする和解案に反対する討論をおこない、下記の内容の発言をした(甲192)。

その内容は、2016年12月18日付で“板橋区のいたる所にいたるがいたよ～松崎いたるの日々雑感ブログ”なるブログの中でも紹介されて、そのまま引用されている以下の内容の表現を発信した(ブログはこの1件のみで12月12日のツイッターにも同内容がある)。

討論内容は以下のとおりである。ブログでの記述を以下では引用する。

「◆はじめに。巨額の税金をつぎ込んだホテル館 (略)

◆根拠のない区民負担 (略)

◆責任追及に蓋をする和解条件

「債権債務がないことを相互に確認する」という和解条件は、決しておカネだけの問題ではありません。元職員が犯した不正行為と、それを許した行政の怠慢に対しての、今後の追及を困難にするものです。

営利企業への便宜供与、他の自治体との無断契約、委託事業者への不適切な委託金の流れ、外部からのホテルの持ち込みと飼育偽装…。これらの不正について、何が原因であり、元職員と区のどちらに責任があるのか、という真相を「債権債務がないこと」にして覆い隠すものです。

・・・以下略

◆区議会議員の責任

・・・

しかし裁判や調査のなかで、1200万円の委託費の不正流用がわかりました。

700万円は委託業者とは無縁のボランティア女性に現金で渡され、この女性は現在、元職員と共に一般社団法人の共同代表になっています。残り500万円も委託先ではなく、別会社の会計に「合算」されていました。これは不正経理、脱税が疑われる行為です。しかも、この会社社長は私と同じ政党に属しており、経理について助言していたのも同じ政党の人間でした。組織ぐるみではありませんが、自分たちが要望した予算が、偶然とはいえ自分たちの同志のもとに、不正なカタチで還流していたことは、区議として、とても良心の呵責に耐えられるものではありません。」

(なお、ここで被告は、委託業者の政党所属というプライバシーを暴露しているが、この点についてはこの業者が被告を訴えて訴訟が始まっている)

(3) フェイスブック

2016年12月13日のフェイスブックにおいて、被告は2016年2月10日付けの日本共産党東京都委員会 指導部あての手紙を掲載した。その内容は以下のとおりである(甲191)。

「私は2014年2月以来、板橋区ホテル生態環境館で発覚した不正事件を追及してきました。そして、同年11月には不正の首謀者である元板橋区職員が、私から名誉棄損を受けたとして、私を被告に提訴しています。

...

ホテル館問題の一番の利害関係者は、板橋区から年1400万円の委託金を受け取りながら、ホテル飼育はせず、ホテル成虫を密かにホテル館に送り込んでいた業者「むし企画」です。この業者は千葉県委員会・成田MSグループ所属の党員でもあります。

板橋区が公表している事実だけでも、この党員業者が多額の公金を不正に受け取っていたことが疑われます。私がこの疑惑を指摘しても、都委員会、千葉県委員会、党中央自治体局、書記局は、調査すらしようとしませんでした。

この疑惑は党に対して明らかに不利な問題ですが、だからといって、この疑惑を隠ぺいすれば、取り返しのつかない事態になることを直視すべきです。

...

私が「詐欺的」と表現したのは、元区職員の不正な契約行為を指すものです。「騙す」行為を一般的に「詐欺」と表現するのは、日常みられることで、刑法上の「詐欺罪」と確定していないから「詐欺的と言ってはダメ」というのは、ためにする議論でしかありません。」

(4) まとめ

ここにある内容は、これまで触れられてこなかった表現行為である。

そもそも、被告の指摘する委託料の不正流用・不正還流なる事実は、被告のみが一人ででっち上げている事実である。

仮にそのような事実があれば、まさに板橋区による懲戒処分理由に真っ先に挙げられて然るべき内容であるにもかかわらず、板橋区の懲戒処分理由にはこのことは存在しないし、訴訟の中でも不正流用・不正還流のような事実関係が認定されるような証拠も顕出されていないことは言うまでもない。

かえて、懲戒処分の取消が争われた事件において、板橋区の山崎資源環境部長は証人として以下の問答をしている。

問:この委託料の問題について、阿部さんが横領していたかどうかということについて 最終的に板橋区はどのような事実認定をしたんですか。横領の事実はなかったという認定だったんですね。

答:警察の方からもそういう話はないんで、そういう事実はなかったということになると思いますけど。

結局、板橋区も、刑事問題も含めて検討していた様子があるものの、結局不正流用の事実は認定しておらず、被告のみが証拠に基づかず、しかも板橋区の実事認定に反してまで事実を歪めて原告及びむし企画高久氏の名誉を侵害しているのである。

上記表現行為では、業者である高久氏とともに、それら事実関係の「首謀者」として原告を位置づけて展開しているのであり、しかもこれらの表現は、原告と板橋区との和解の討論に関連して行われているから、原告をも標的とした表現であり、原告の社会的信用をも失墜させる内容であることは明白である。

3 損害額

ここに掲げた内容は完全に新規の名誉棄損行為であり、その精神的損害は100万円をくだらない。また弁護士費用として10万円が相当であり、合計110万円を拡張して請求する。

なお、最後に以下の点を付け加えておきたい。これまでの裁判所にお約束してきたこれ以上の拡張をしないというスタンスは、基本的に原告としても維持してきた。ナノ銀やホタル飼育、ハチ等のこれまでの摘示事実に関連するものは、同様の名誉棄損行為が繰り返されても確かに追加してこなかった。

しかし、今般の被告による名誉棄損表現は、まったくこれまでの摘示事実と異なり、しかも明確に区の処分理由によっても否定されている刑事問題に及ぶようなものであって、原告としては、到底看過できずに提訴に及んだものである。このことを是非ともご理解いただきたい。

また、甲192として提出したのは、2017年7月11日に書かれた被告の原告に対する表現である。「これまで25年以上ウソがばれなかったとしても、私がウソに気づいたからには破綻するのは時間の問題。博士には自ら告白することをお勧め

する。そうすれば飛行機で心療内科に通院することも、睡眠導入薬も必要なくなるはず。虚名より安眠が大事でしょう」。ここにも新規の名誉毀損やプライバシー侵害の問題が存在する。なぜ心療内科のことや睡眠導入薬のことを公にされなければならないのか、このような表現行為をなぜ続けるのか、このような表現行為が人の名誉やプライバシーを侵しているということがなぜ被告が理解できないのか原告には理解できずにいる。原告は、今後の新しい名誉毀損やプライバシー侵害の事案に対しても毅然と対処する所存であるが、少なくとも、裁判所には、今回の請求の拡張の意味と、被告の姿勢の問題点について十分にご理解をいただきたいのである。

以上